

令和 4 年度 篠路駅周辺地区まちづくり推進業務に係る公募型企画競争（プロポーザル方式）を実施するので、下記のとおり告示する。

令和 4 年（2022 年）3 月 25 日

札幌市長 秋元 克広

記

1 担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目
札幌市まちづくり政策局都市計画部事業推進課
電話(011)211-2706

2 公募型企画競争（プロポーザル方式）に付する事項

(1) 業務名

令和 4 年度 篠路駅周辺地区まちづくり推進業務

(2) 業務内容

- ア まちづくり計画書の作成
- イ 地域協議会及び検討委員会運営補助
- ウ 市有地の利活用に係る検討
- エ 地域主体のまちづくり活動支援

(3) 履行期間

契約締結の日から令和 5 年 3 月 22 日（水）まで

3 参加資格

企画提案方式による応募を行う時点において、札幌市競争入札資格者名簿に登録され、かつ、以下の要件をすべて満たした者。

なお、複数者が協力して参加することも可とし、その場合、(5)～(7)については、構成員のいずれかが参加資格要件を満たせばよい。また、契約については、契約の相手方は代表者（構成員のいずれか 1 者）とし、他の構成員は協力者となる。

- (1) 同一の企画競争において、事業協同組合等の組合と当該組合員とが同時に参加していないこと。
- (2) 会社更生法による更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続き開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全でないこと。
- (3) 札幌市競争入札参加停止措置要領（平成 14 年 4 月 26 日付財政局理事決裁）に基づく参加停止措置を受けていないこと。
- (4) 札幌市競争入札資格者名簿において、大分類が「建設関連サービス業」又は「一般サービス業」に登録されている者であること。
- (5) 国又は地方公共団体が発注したまちづくり計画の調査、策定等に関する業務を履行した実績があること。
- (6) 土地利用や都市開発に係る企画、構想検討などの実績があること。
- (7) エリアマネジメントなどの地域主体のまちづくり活動に係る企画、調査、支援などの実績があること。

- (8) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年 2 月 26 日条例第 6 号）
第 2 条第 2 項に規定する暴力団員又は同条例第 7 条に規定する暴力団関係事業者ではないこと。

4 手続等

(1) 提案説明書等の交付

令和 4 年 3 月 25 日（金）から札幌市まちづくり政策局都市計画部事業推進課ホームページにて公開。

(2) 企画提案書等の提出

ア 提出方法

持参または郵送（特定記録、期限必着）とする。

イ 提出期間

令和 4 年 3 月 25 日（金）から令和 4 年 4 月 15 日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く日。

受付時間は 8 時 45 分から 17 時 15 分までとする。ただし、令和 4 年 4 月 15 日（金）は、8 時 45 分から 15 時までとする。

ウ 提出場所及び送付先

上記 1 のとおり。

5 選定方法

「令和 4 年度 篠路駅周辺地区まちづくり推進業務企画競争実施委員会」（以下、実施委員会という。）において審査を行い、企画提案者の中から最も優れた者を選定する。

(1) 事前審査

企画提案書等による書類審査を行い、プレゼンテーション審査を行うことができる企画提案者を選定する。

ただし、応募件数が 4 者以下の場合は、事前審査を省略し、すべての企画提案者を事前審査通過とする。

(2) プレゼンテーション審査

事前審査を通過した企画提案者に対し、web 会議形式によるプレゼンテーション審査を実施する。

6 その他

以下の場合には、実施委員会において審査のうえ、失格となることがある。

ア 本提案説明書に規定する参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなった場合

イ 企画提案書等に虚偽の記載がある場合

ウ 不正な利益を図る目的で実施委員会の委員等と接触し、又は利害関係を有することとなった場合

エ その他、実施委員会において不相当と認められた場合